

令和3年5月21日

保護者 様

大町市教育委員会教育長 荒井 今朝一  
大町市立美麻小中学校長 山岸 澄雄

新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底について（お願い）

日頃、学校の教育活動や感染症対策等にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、当地域と生活圏として密接な関係がある他の地域への往来に伴う、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まってきております。

つきましては、改めて、各ご家庭においては引き続き基本的な感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

また、裏面の症状等がある場合には、登校を控えていただくとともに、学校へ連絡をいただきますようご家庭のご理解、ご協力をお願いいたします。

「新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、誹謗中傷や差別、偏見等は絶対にあってはなりません。万が一ご自身がそうした立場になった時のことを思いうかべ、お一人おひとりが思いやりの心を持ち、支えあいの輪を広げていきましょう。」

（令和3年4月15日付）

大町市長から市民の皆様へのお願い（No.14）から抜粋）

## ◆新型コロナウイルス感染症対策のための登校判断について

以下の症状等がある場合には、登校を控えていただくとともに、学校へ連絡をいただきますようお願いいたします。

なお、この場合は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定に基づく出席停止とし、欠席扱いになりません。

症 状 等		期 間
本人が感染した場合		治癒するまでの間（医師の判断による）
本人に発熱等の風邪症状がある場合		症状が改善されるまでの間
本人が濃厚接触者に特定された場合		保健所から指示された期間
本人が P C R 等の検査を受ける場合（接触者に特定された場合を含む）		P C R 等の検査の結果「陰性」が判明するまでの間
同居者に発熱等の風邪症状がある場合（当地域が感染警戒レベル 4 以上に指定された場合）		症状が改善されるまでの間
同居者が P C R 等の検査を受ける場合（※）	濃厚接触者に特定された場合	P C R 等の検査の結果「陰性」が判明するまでの間
	保健所の要請による場合（接触者に特定された場合を含む）	
	上記以外の場合は、登校可能です。	

※ 同居者が P C R 等の検査を受ける場合とは、上の表に記載した場合であって、会社等において、職業上、定期あるいは逐次検査を行う場合は、これには当たらず、登校可能です。

上記のほか、感染の心配等がある場合には、学校へご相談ください。

また、感染者やその家族、医療従事者等への差別や偏見、SNS などへの根拠のない不確かな書き込みは絶対にしないよう、改めてお願いいたします。